

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置された、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。

第3期川崎市子どもの権利委員会は、市長から、「子どもの相談・救済」についての検証という諮問を受け、2008（平成20）年10月から活動を始めました。子どもの権利に関する実態・意識調査、行政による施策の自己評価、それらをもとにした行政や子ども・市民・NPOとの対話を実施するなど、子どもの現実を踏まえた施策の検証に努め、市長に答申しました。その答申後に、川崎市立中学校の生徒が自死するという痛ましい事件が起こりました。このような事件が2度と起きないようにするためにも、答申の速やかな実施が求められます。

川崎市子どもの権利委員会による活動は、国内的にも国際的にも先駆的かつ貴重な取り組みであり、日本の自治体さらには韓国の自治体からも注目され、影響を与えています。また、ユニセフのプロジェクト「子どものやさしいまち」にも合致する取り組みです。その一方で、川崎市の行政や市民のなかに、子どもの権利委員会による検証活動が認知され、効果を上げているとは必ずしも言えない現状があります。その意味でも、この報告書が活用されることを願っています。

この報告書は主に次のような目的で作成されています。

第3期川崎市子どもの権利委員会の活動を自己評価し、第4期の権利委員会に引き継ぐための資料とする。

子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とする。

行政、市民・NPOが子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とする。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPOとのパートナーシップが必要です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくために、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

2010（平成22）年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長 荒 牧 重 人